

生駒市環境モデル都市推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、生駒市環境モデル都市推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、市民、企業、大学等研究機関、関係団体、行政機関等が協働し、生駒市環境モデル都市アクションプランに掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組を促進すること等により、温室効果ガスの大幅な排出削減とともに、「市民・事業者・行政の協創で築く低炭素循環型の住宅都市」の実現を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）環境モデル都市の実現に向けた取組の進捗状況を踏まえた推進方策への意見に関すること
- （2）前号に係る関係者間の協議及び調整に関すること
- （3）その他、温室効果ガス排出削減及び低炭素まちづくりに必要な事項に関すること

（会員）

第4条 協議会は、別表に掲げる研究機関、団体、企業（以下「構成団体」とする。）をもって構成する。

2 協議会の会員（以下「会員」という。）は、構成団体から選任する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名

（役員を選任）

第6条 会長は、会員の互選により定める。

2 副会長は、会長が指名する。

（役員職務）

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(規約の改正)

第11条 規約の改正は、会員の過半数の賛成をもって行うことができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、生駒市環境モデル都市推進課に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年 2月22日から施行する

別表（第4条関係）

研究機関	大阪大学
	奈良先端科学技術大学院大学
団体	生駒市環境基本計画推進会議
	一般社団法人市民エネルギー生駒
	生駒市自治連合会
	生駒商工会議所
	生駒市農業振興協議会
企業	関西電力株式会社
	大阪ガス株式会社
	近鉄不動産株式会社
	奈良交通株式会社
	株式会社南都銀行